

令和5年第2回 中野区国民健康保険運営協議会資料

- 1 審議事項 「中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について」
 - 資料1 産前産後期間の国民健康保険料の免除について
 - 資料2 諮問書(写)中野区国民健康保険条例の一部改正について
 - 参考資料 令和5年度国保ガイド抜粋

産前産後期間の国民健康保険料の免除について

1 制度の概要

出産時の保険料負担をめぐり、厚生年金・社会保険や国民年金には既に保険料の免除制度があり、国民健康保険でも同様の配慮を求める附帯決議が国会で採択された。

今般、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等が交付された。

このことを踏まえ、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険において、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（最大6か月間分）の保険料（均等割額、所得割額）を免除する。

2 対象者

出産する予定または出産した中野区国民健康保険の被保険者で、出産（予定）日が令和5年11月以降の方。

出産とは、妊娠85日以上の分娩を言い、死産、流産（人工妊娠中絶を含む。）及び早産の場合も対象とする。

3 対象とする期間

(1) 単胎の場合

出産（予定）日の属する月の前月から、出産（予定）月の翌々月までの合計4か月間。

(2) 多胎の場合

出産（予定）日が属する月の3か月前から、出産（予定）月の翌々月までの合計6か月間。

4 推定対象者数

年間で300人程度

5 制度開始日

令和6年1月1日

※令和5年12月より申請受付開始を予定

6 申請方法

区役所2階の保険医療課窓口での申請、もしくは郵送による申請により受付を行う。

※本制度の適用には原則被保険者からの申請が必要だが、確実に子育て世帯の負担軽減に繋げるため、未申請の場合においても、出産情報を元に職権による適用を行う。

7 周知方法

区報やホームページ、子育て支援ハンドブック等による周知のほか、妊娠届提出時に渡す「母と子の保健バック」と一緒にチラシを配布する。

その他、子育て支援相談窓口や戸籍住民課やすこやか福祉センター等、区の関係部署でのポスター掲示やチラシ配布に加え、より広く周知を行っていくため、区内の産婦人科、産科、助産所に対しても、ポスター掲示やチラシ配布をお願いする予定である。

資料2（諮問書原本の写し）

5 中区医第 1 8 6 4 号

令和 5 年 9 月 2 1 日

中野区国民健康保険運営協議会会長

竹原 厚三郎 様

中野区長 酒 井 直 人

中野区国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記について貴協議会に諮問いたします。

記

1 諮問事項

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

2 諮問内容

出産被保険者の保険料を減額する額を次のとおり定める。

（1）基礎賦課額の所得割額

当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の所得割保険料の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（または出産の日。）の属する月の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月（または出産した月）の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2）基礎賦課額に係る被保険者均等割額

当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の均等割保険料の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

※別に均等割保険料の減額の適用がある場合には、その減額後の均等割保険料の12分の1の額に対象月数を乗じる。

（3）後期高齢者支援金等賦課額の所得割額

当該出産被保険者に係る当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割保険料の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額

当該出産被保険者に係る当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の均等割保険料の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

※別に均等割保険料の減額の適用がある場合には、その減額後の均等割保険料の12分の1の額に対象月数を乗じる。

(5) 介護納付金賦課額の所得割額

当該出産被保険者に係る当該年度分の介護納付金賦課額の所得割保険料の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額

当該出産被保険者に係る当該年度分の介護納付金賦課額の均等割保険料の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

※別に均等割保険料の減額の適用がある場合には、その減額後の均等割保険料の12分の1の額に対象月数を乗じる。

3 改正理由

出産被保険者の保険料の減額制度開始に伴い、保険料を減額する額を定める。

4 実施時期

令和6年1月1日から施行する。

保険料について

▶ 保険料の計算のしかた

保険料の計算方法（令和5年4月～令和6年3月）

保険料は、国保加入者数、介護保険第2号被保険者（40～64歳）の加入者数、および旧ただし書き所得金額を基に世帯単位で計算します。

